

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク

令和 5 年 3 月

東 京 都

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク

1 東京ソーシャルボンドの発行について

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成される SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) が 2015 年 9 月に国連サミットで採択され、その達成に向けては、国レベルだけでなく、自治体レベルでの取組も期待されている。

都は 2021 年 3 月に、2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」、戦略実行のための「推進プロジェクト」を示した『『未来の東京』戦略』(以下「未来戦略」という。) を策定した。未来戦略では、今後の政策の方向性として、「東京の発展の原動力である『人』を中心に据えた、『成長』と『成熟』が両立する持続可能な社会の実現」を掲げており、これは SDGs の「誰一人取り残さない」包摂的な社会を創るという理念と軌を一にするものである。こうした考え方の下、都は、人に寄り添い多様性や包摂性に富んだ、人が輝く東京を実現していくことを政策の基軸としている。

こうした動きを大きく加速させていくため、都は 2021 年からソーシャルボンドを発行し、投資を通じた企業等の後押しにより、都の施策を強力に推進するとともに、市場の資金が国内の社会問題の解決に活用される流れを加速させ、サステナブルファイナンス市場の活性化に努めてきた。

都は今後も、東京ソーシャルボンドの発行を継続し、これらの取組を通じて、「人」が輝く明るい未来の東京や「サステナブル・リカバリー」を実現するとともに、SDGs の達成に貢献していく。

なお、東京ソーシャルボンドは、国際資本市場協会 (International Capital Market Association) が公表するソーシャルボンド原則 2021 (Social Bond Principles 2021) に適合した債券として発行する。

2 東京都ソーシャルボンド・フレームワークについて

都は、東京ソーシャルボンド発行に当たり、ソーシャルボンド原則に基づき、調達資金の使途、対象事業の評価・選定プロセス、調達資金の管理及びレポート等の各要素により構成される、「東京都ソーシャルボンド・フレームワーク」を以下のとおり定める。

(1) 調達資金の使途

東京ソーシャルボンドによる調達資金は、次の三要件を満たす事業に充当する。

- ① 社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること¹
- ② 明確な社会的便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること
- ③ 地方財政法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること

この三要件を満たし、具体的に想定する対象事業について、事業区分ごとに応する社会的課題と効果の測定指標を例示すると次のとおり。

No.	事業区分	対象事業	対応する社会的課題	効果の測定指標
1	公共施設・インフラの防災対策	無電柱化の推進	・都市防災機能の強化 （・安全で快適な歩行空間の確保） （・良好な都市景観の創出）	整備延長
2		防災公園施設整備	災害時の避難場所や救出・救助の活動拠点等の確保	整備公園数
3		河川施設の耐震・耐水化	地震に伴う津波等の水害から東部低地帯を守るため、河川施設の耐震性・耐水性を確保	整備延長
4		東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）	過密した東京の内陸部に確保困難な廃棄物最終処分場の整備	埋立処分場の整備面積
5		安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	災害時における児童・生徒等の安全の確保	補助棟数
6		都立高等学校の耐震化事業	災害時における児童・生徒等の安全の確保	整備学校数
7		水道施設等の自家用発電設備の新設・増強	大規模停電時等における安定給水の確保	大規模停電時における給水確保率

¹ ソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例として、障害者や十分な教育を受けていない人々、失業者、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループなどが挙げられている。

8	公共施設・インフラの老朽化対策	導水施設の二重化・更新	・災害時や事故時における安定給水の確保 ・布設年度が古い導水施設の更新	導水施設の二重化整備率
9		水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保	非常用発電設備を整備し、停電時にも安定的な運転に必要な電力を確保した施設数
10		ホームドアの整備	利用者（障がい者・高齢者等）の安全・安心の確保	ホームドアの整備駅数
11		リスタート機能付エレベーターへの更新	利用者の安全・安心の確保（震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクの軽減）	エレベーターの設置基数
12	公共施設・インフラの老朽化対策	橋梁の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	長寿命化事業累計着手数
13		港湾施設の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	長寿命化事業累計着手数
14		港湾建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	整備港数
15		漁港建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	整備漁港数
16		空港整備事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	整備空港数
17		都立図書館整備	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	施設利用者数
18		文化施設の整備（江戸東京博物館の改修）	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	施設利用者数
19		消防施設整備	持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保	施設整備数
20		島しょのインターネット環境改善	島しょ地域における安定的なインターネット環境の確保	整備島数
21		給水所の新設、拡充及び更新	給水所の配水池容量の偏在解消等による安定給水の確保	安定給水確保率

22		水再生センター・ポンプ所設備の再構築	老朽化した設備の再構築による安定的な下水道機能の確保	再構築した主要設備の台数
23	産業の振興と雇用の維持・創出	雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンター等施設整備）	都民の雇用・就業に対する支援	施設利用者数
24	一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	都立学校の整備	誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現	学校定員数
25		特別支援学校の整備	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援	学校定員数
26	介護サービス基盤の整備	介護老人保健施設の整備費補助	介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰	補助施設数
27		特別養護老人ホームの整備費補助	在宅での生活が困難な高齢者に対する生活全般の介護の提供、機能訓練等	補助施設数
28	児童福祉施設等の整備	知的障害者（児）施設整備	強度行動障害がある重度・最重度の知的障害児への支援	施設定員数
29		障害者（児）施設の整備費補助	障害者（児）が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、必要なサービスの確保や基盤整備を促進するための支援	・施設定員数 ・補助施設数
30		児童福祉施設整備	自立支援を必要とする児童への対応	施設定員数
31	住宅セーフティネットの強化	公営住宅建設事業	自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建替え	建替戸数
32	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	道路のバリアフリー化	誰もが安心・安全、快適に利用できる歩行空間の確保	整備延長
33		バリアフリールートの充実	誰もが安心して快適に移動できる環境の整備	エレベーターの設置基数
34		人にやさしい都営地下鉄車両の導入	誰もが安心して快適に利用できる車両の導入	・一日平均乗降人員 ・導入編成数

35	医療提供体制 の充実	(地独) 東京都立 病院機構への貸付 金	高齢化の進展や医療を取り巻く 環境変化の中で、行政的医療の提 供や地域医療の充実など質の高 い医療提供確保	外来・入院患者数
----	---------------	----------------------------	--	----------

(2) 対象事業の評価・選定プロセス

当該年度に発行する東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当対象事業については、その発行前までに、財務局と事業所管局とで調整の上、「(1)調達資金の使途」に挙げた三要件に該当する事業の中から選定する。なお、この過程で、対象事業が環境面又は社会面で重大な負の影響を直接的に生じさせることが判明した場合は、当該事業については対象から除外する。

また、地方公共団体は、地方財政法等の法律で定める場合に、予算の定めるところにより地方債を起こすことができ²、予算については年度開始前に議会の議決を経る必要があると規定されている³。東京ソーシャルボンドを含む都債は、これらの手続を経て発行されるほか、予算編成等の過程において、対象事業の実現性や効果の持続性についても検証される。これらにより、対象事業の評価・選定プロセスに関してガバナンス面からも適正性を確保する。

(3) 調達資金の管理

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある⁴。このため、東京ソーシャルボンドによる調達資金は全額、原則として当該年度中の対象事業に充当される。東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に公表する。

東京ソーシャルボンド発行後、調達資金については、資金使途を明確にするため、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分（款、項及び目、節）に応じて分類し、管理を行う。また、調達資金が充当されるまでの間、東京都公金管理ポリシー⁵に基づき管理を行う。さらに、東京ソーシャルボンドによる調達資金を充当した事業に係るものを受け、都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される。

² 地方自治法第 230 条

³ 地方自治法第 211 条

⁴ 地方自治法第 208 条

⁵ 東京都公金管理ポリシー <https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/koukinkanri.htm>

(4) レポートティング

発行する東京ソーシャルボンドについて、原則として、次のとおり資金使途に関する情報を都のホームページにおいて公開する。なお、対象事業の充当結果については、翌年度インパクトレポートを作成し、都のホームページで公開する。

No.	内容	時期
1	フレームワーク	常時
2	対象事業の決定 - 事業区分 - 事業名 - 想定される効果 - 充当予定額	発行前
3	対象事業への資金充当結果 - 事業区分 - 事業名 - 効果 - 資金充当額	発行翌年度
4	対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合に その内容	発生したとき

(5) 外部評価

発行する東京ソーシャルボンドについて、発行前に外部評価の取得の有無を検討する。取得を行う場合、評価を実施可能な調査機関を選定し、事業内容等について情報共有の上、発行前までに外部評価を取得する。

また、発行した東京ソーシャルボンドについても、外部評価の取得の有無を検討し、取得を行う場合は、発行前と同様に評価を実施可能な調査機関から外部評価を取得する。

なお、発行前及び発行後のいずれの場合も、取得した外部評価については都のホームページで公開する。